

## 不服審査中なら時効成立せず

埼玉●異なる種類の労災給付でもOK

日本エタニットパイプの関連会社で働いた女性労働者が、2010年8月に胸膜中皮腫にかかったとして、労災休業補償請求したが、その後亡くなった。

さいたま労働基準監督署は2011年5月、中皮腫と確定診断されていない、関連会社での石綿曝露が確認できないとして、遺族に対し不支給を決定した。

ところが、同年7月に環境省が中皮腫と判定し、救済給付は支給された。

遺族が審査請求したところ、労災審査官は関連会社の役員（当時の工場長）を確認できたので、次のことを聴取した（2011年10月）。

- ・エタニットパイプから石綿セメント管を仕入れて、止水栓筐（しすいせんきょう）を製造
- ・被災者は同製造にも従事し、石綿管を切断加工する同一の棟で作業

また、労災審査官から依頼された、石綿確定診断委員会は2012年12月、中皮腫との診断を追認した。

病气と石綿曝露が確認され、ようやく2013年1月に、不支給処分が取り消されたものである。

本件は、生前の休業補償が支給されることになったが、そのほ

かの給付が問題である。

- ・健康保険でかかっており、療養補償は、業務上と知った保険者から請求されたときより時効が始まるので、問題ない。
- ・遺族補償は、被災者が亡くなった2010年10月から、時効の5年は経過していないので、やはり問題ない。
- ・葬祭料は亡くなってから、時効の2年を過ぎているので、どうなるか？

従来より、不服審査で争っている間に時間が経過して、ほかの給付の時効がどうなるか、という問題があった。

これまでのとりくみにより、1996年11月19日付けの、労働省労働基準局労災管理課長・補償課長による「労災保険給付に係る後続請求の取扱いについて」という事務連絡が出されている。この事務連絡は、労働保険審査会の裁決を受け、次のような場合、時効扱いしないこととした。

- (1) 休業補償など初回分の請求がなされたが、署長は労働者性が認められないとの理由で不支給とした。不服審査などの段階で原処分が取り消された。そこで、請求人は後続の未請求分であった2回目以降の休業補償を請求したが、

請求することができる日から2年以上経過

- (2) 休業補償請求がなされたが、署長はすでに治癒しているとの理由で不支給とした。請求人は不服として争ったが、この主張が認められず原処分は確定した。そこで、請求人は障害補償を請求したが、すでに治った日の翌日から5年以上経過

この事務連絡のみでは、本件のように、後続請求でも、関連する請求でもない、異なる種類の給付の時効がどうなるか、定かではない。


厚生労働省のホームページを検索したところ、労働保険審査会の主な裁決例で、平成18年度労災保険関係の裁決例44件がみつかった。タクシー運転手に発症した「脳梗塞」に係る休業補償給付について、その請求権が時効により消滅したものとして取り扱うことは妥当ではないとして原処分を取り消した事例である。

この裁決には、前記事務連絡に示される、後続請求について、請求権の時効期間の経過を理由として、請求権が時効消滅したものとして取り扱うことが不合理だとの考え方が引用されている（後続請求については、実質的な審査がされない。後続処分の確定を回避するため、審査請求を重ねる必要があり、負担である。形式的後続請求の有無によって、請求権が左右されるのは不合理である、といった各点）。

さらに、この裁決には次のように判示されている。

「上記の考え方は、判断の基礎を共通にする限りにおいて、先行請求と後続請求が労災保険法における異なる種類の給付に係るものである場合（例えば、本件のように先行請求が療養補償給付の請求で、後続請求が休業補償給付の請求であるような場合）にも妥当するものであり、同種給付間に限って妥当すると解するのは合理的ではない。」「記録保全の観点から監督署長が時効期間内に後続請求するよう勧奨することが予定されており、こうした記録保全の必要性等による後続請求の勧奨がなされたにも

かかわらず、その勧奨に従わないで当該期間内に後続請求を行わなかったという事実が認められる場合については、同裁決の考え方による救済を図ることが必ずしも適当でない場合があると解される。」

裁決の考え方に沿えば、本件も、監督署からの請求勧奨がないので、異なる種類の給付を時効にすべきではない。この裁決を示し、厚生労働省とも連絡を取って、請求した結果、葬祭料  についても支給された。

（アスベストセンター  
齋藤洋太郎）

## 相次ぐ労災不支給で申し入れ

### 厚労省●クボタショック後の大臣答弁に逆行

2005年のクボタショック後、当時の尾辻厚生労働大臣は、アスベスト被害者の救済に向けて迅速処理を促す通達を发出し、新法制定に動いた。長期の潜伏期間の後に発症するという、石綿関連疾患の特異性を認識した対応であった。

だが最近、「石綿曝露作業歴が不明である」との理由で不支給となる事案が、地域センターが支援する事案のなかで増えており、中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会として厚生労働大臣あてに要請を行った。

#### ◇2005年の尾辻大臣答弁

2005年のクボタショック後の国会審議において、当時の尾辻厚生労働大臣は、「長い時間がかかっておるからその証明に、曝露歴の証明に困難なことが多いということは十分に配慮して今後の対応はしなきゃならぬ」、「今まではアスベストに曝露されたということがいわば証明されないと労災認定しないということにいたしておりましたけれど、もうそういう作業に従事しておられたということでもってこれは認定の条件にしようというふうにいたしました」との答弁を行った。

そして、クボタショック後、全国の労働基準監督署は、多くの相

談・申請に対応しながらアスベスト被害者を救済するため奮闘したのであった。そのことは、クボタショックを境に、石綿関連疾患の労災認定者数が飛躍的増加している事実からも明らかである。

だが、最近の労基署の現場では、対応がどうも違ってきている。

#### ◇相次ぐ不支給決定

今回の申入れを行うきっかけとなった案件は、以下の4件。

1件目は、大阪中央労基署のTさんの案件。Tさんは、1年余りビルの解体廃材を運搬する作業に従事したことにより中皮腫を発症したとして、労災を申請。雇用主はそうした作業に従事させていないと申し立てたため、労基署は、石綿曝露に疑義があるとして本省協議に付した事案である。クボタショック後に发出された、いわゆる迅速処理通達に則れば、解体業周辺における作業ということが推認できる。しかし、大阪中央労基署は、判断を行わず本省協議とした。

2件目は、北大阪労基署のNさんの案件。Nさんは、呉造船所の日本アスベスト内の森岡組において、保温・断熱作業に従事した。Nさんは肺がんを発症し、労災申請を行ったのであるが、明らかな多数の胸膜プラークがあり健康管理手帳も取得しているにもかかわらず、「石綿曝露歴が確認できない」との理由で不支給と決定された。

3件目は、長崎労基署のTさんの案件。三菱重工長崎造船所の孫請けである川口親方の下